

原議保存期間 10年
(平成28年12月31日まで保存)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁交企発第75号
平成18年4月25日
警察庁交通局交通企画課長

交通安全協会の会費徴収方法に係る適正化について

標記の件については、平成17年12月21日、「規制改革・民間開放推進会議」から内閣総理大臣に対して提出された「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の中に、具体的施策として盛り込まれたところであり、これを最大限に尊重する旨の閣議決定(平成17年12月22日)を経て、本年3月31日、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(別添参照)が閣議決定されたところである。

各都道府県警察にあっては、上記計画に基づき、下記の事項に留意の上、速やかに所要の措置を講じられたい。

記

1 交通安全協会に対する指導事項

(1) 会費徴収方法の適正化

交通安全協会(以下「協会」という。)の会費徴収方法については、

入会・会費徴収窓口と運転免許証更新受付窓口等他の窓口との分離
名札等の着用による協会職員であることの明確化

入会勧誘時における、看板、チラシ等を活用した入会及び会費納入の任意性についての明確な説明の実施

の措置を可能な限り講じること等により、協会への入会及び会費納入が任意である旨を国民に対してより明確にするよう、協会に対する指導、監督を徹底すること。

(2) 会費の使途・活動の十分な説明

会費の使途及び協会の活動内容については、協会への入会勧誘時等様々な機会を利用して、チラシ等の活用により十分な説明を実施することにより、協会による交通安全活動の意義について国民に対してより積極的に理解を求めよう、協会に対する指導、監督を徹底すること。

2 措置すべき時期

本件は、本年度中に措置を行うことが閣議決定されており、各都道府県警察にあっては、速やかに協会に対する指導を行うこと。

(抄)

規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）

平成18年3月31日

閣 議 決 定

II 17年度重点計画事項 (横断的制度整備等)

2 官業の民間開放の推進

(1) 国が直接実施する事務・事業

① 放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理

放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人(各都道府県の交通安全協会)に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車の状態等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。

なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時まで徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。【平成18年度中に検討開始、平成19年度中に結論】(Ⅲ運輸ア36a)

パーキング・メーター等の保守管理に関する事務は、道路における交通の安全に寄与することを目的として設立された公益法人であって、これらの事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者に委託することができることとされており、現在、公益法人(ほとんどの都道府県において交通安全協会)のみに委託されているが、現状においては公益法人に限る合理的根拠はなく、営利企業を含めた法人一般にまで拡大する。【平成18年度中に措置】(Ⅲ運輸ア36b)

なお、これらの業務をほぼ独占的に行っている交通安全協会については、従来から、同協会の会費徴収方法について批判があり、その適正化に向けて所要の措置を講ずる。【平成18年度中に措置】(Ⅲ運輸ア36c)